

<物流事業者様向け>

令和6年度 集荷助成制度

伊万里港の新規利用貨物集荷で…

最大

300万円

を助成



新規利用貨物集荷とは…

■ 新規利用(一定期間不利用も含む)



■ 新たな物流ルート構築(新規仕向国への輸出/新規仕出国からの輸入)



■ 輸出と輸入は別扱い(これまで輸入での利用しかなく、初めて輸出で利用(逆もOK))



※新規利用者は、将来的な伊万里港の利用見込があることが条件です。

集荷した貨物1TEU当たり1万円を助成!

- ・貨物利用運送事業者や一般港湾運送事業を行う事業者等、船舶を持たずに、荷主様から貨物を預かり輸送を行う事業者が助成対象です
- ・新規利用者は「トライアル助成制度」の交付申請が可能です(同一コンテナ貨物での併用可)

※予算の都合等により、年度途中で申請受付を終了したり、内容を変更する場合があります。その他の詳細やご不明点は、以下へお問い合わせください。

佐賀県伊万里港振興会事務局(伊万里市役所 伊万里湾総合開発課内) 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355-1
TEL: 0955-23-2466 FAX: 0955-22-7213 e-mail: imariwan@city.imari.lg.jp

HPはこちら▶

